

小林市長への問責決議を可決！

小林嘉文市長に対する問責決議

笠岡市議会は、旧笠岡湾干拓地粗飼料生産供給基地活用事業に係る農業振興施設に関する予算提案に至るまでの経緯についての事実確認などを行うため、市制施行以来はじめてとなる、地方自治法第100条第1項の権限を委任した特別委員会を設置した。特別委員会の調査報告書が、今定例会に提出され決定された。調査報告書には、調査により、次の結論を得たと記述している。

この活用事業の募集要項の記載誤りを認識しているにもかかわらず、予算案提案の際、議会への説明はなく、国の交付金申請を優先することのみ考え、予算関連書類に関しても記載をしていないことを当然としていることや、契約遵守の立場からの早急に事業対応することの認識は希薄であったことを勘案すると、市長には責任があるとしている。

さらに、この活用事業を事業者が行う際、事業者に対して多額に費用を求める非現実的な発言があったことや、職員に対してパワーハラスメントともとれる発言を行うなど、市長自身が無自覚な軽率な発言や圧力による事業者及び職員に対して混乱を起こしていたことが、この報告書では結論として述べられている。

また、特別委員会で取り上げた事案が二度と起こらないようにするための方策についても、市長は、再発防止策などは考えていないとする発言が、特別委員会での証言でもあった。地方自治制度で採用されている二元代表制の下、議会と市長が、相互にけん制・抑制と均衡によって、緊張関係を保ち続けることが求められているにもかかわらず、議決機関としての議会の役割を正しく認識、理解していないことも、今回の事案で明らかになっている。

次に、このたびの特別委員会の報告書では、監査委員が作成した「事務監査の結果に関する報告」に記載された事項についての事実確認も調査事項として行われた。監査委員が判断された項目について、特別委員会で改めて確認し、正しく報告されていることが実証することができたとされている。

また、本定例会において、補正予算の修正削除があった。この補正予算は、この時期に計上するものとしては不適切なものであったり、事業そのものが、制度設計が十分になされたものではなく、これまでに議会が修正削除を行ったものと同様に、市長の思いつきによる予算の提案であった。

さらに、自身のfacebookの掲載写真や社会的に問題となっている旧統一教会が関係する団体への激励金の支出に関しても、市長の説明は市民の疑念を十分に答えたものではない。